

会議傍聴の取り決め事項

(趣旨)

1. 枚方市学校規模等適正化審議会の傍聴に関し、枚方市附属機関条例第 6 条に定めることのほか、必要な事項を定めるものである。

(傍聴の定員等)

2. 傍聴の定員は、10 名以内とし、定員を超えた場合は抽選とする。ただし、会場の都合により、会長は定員の人数を変更することができる。

抽選の場合は、会議の開会時刻の 15 分前から開会時刻までに会議場において受付した者により行うものとする。会議の開会時刻以降の入場はできない。

会議を傍聴しようとする者は、枚方市学校規模等適正化審議会傍聴人受付簿（様式 1）に住所及び氏名を記入しなければならない。

(会長の指示)

3. 傍聴人は、すべて会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の遵守事項)

4. 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- ・私語又は議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- ・みだりに傍聴席を離れること。
- ・携帯電話を使用すること。
- ・写真、映像等を撮影し、又は録音すること。ただし、あらかじめ会長の許可を受けた者については、この限りではない。
- ・その他、会議の妨害となる動作をすること。

(傍聴人の退場)

5. 傍聴人は、閉会后、速やかに退場するものとする。

会長は、傍聴人が取り決め事項に違反したと認めるときは、当該違反行為を止めるよう命じ、又は傍聴人に退場を命じることができる。

(傍聴人への会議資料)

6. 会議で委員に配布する資料は、原則として傍聴人も閲覧できるものとする。

(補足)

7. この取り決め事項に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

平成 26 年 7 月 17 日

枚方市学校規模等適正化審議会

(様式 1) 枚方市学校規模等適正化審議会傍聴人受付簿

傍聴日 年 月 日 (第 回)

氏 名	住 所